

イギリス会社法における取締役の 注意義務と信頼の原則（1）

江 正 一

一 はじめに

- (一) 日本法における信頼の原則に関する状況と問題点
- (二) イギリス会社法との比較研究の意義
- (三) 本稿の目的と構成

二 イギリス会社法における取締役の注意義務

- (一) 取締役の役割
- (二) 取締役の注意義務
- (三) 取締役の注意義務の違反

三 イギリス会社法における信頼の原則

- (一) 信頼の原則の確立

(以上、本号)

- (二) 信頼の原則の発展と現状
- (三) 取締役の独立判断義務と信頼の原則

四 むすびにかえて——日本法への示唆

(以上、150号)

一 はじめに

(一) 日本法における信頼の原則に関する状況と問題点

取締役は、他人から提供された情報や助言などを信頼して、それに依拠して職務を遂行する場合がある。ただし、かかる情報や助言などが誤っていて、取締役がそれらに依拠して職務を遂行し、会社に損害が生じた場合に、善管注意義務（会社法330条、民法644条参照）違反として、任務懈怠責任（会社法423条1項）を負うか否かが問題となる。最近、この問題に言

及する学説や裁判例が多くみられ、注目されるようになった¹⁾。

取締役の善管注意義務違反は、経営判断の誤り、監視義務違反、さらに内部統制にかかる義務違反に分けることができる²⁾。取締役が善管注意義務に違反とならないためには、経営判断等の業務執行を行う際に、情報収集や調査等をどこまで独自に行うべきか、また、監視・監督義務との関係において、他の取締役や従業員が適正に業務を遂行していると信頼することができるか、あるいは内部統制システムが構築されている場合に、内部統制システムにどこまで依拠することができるか、といったことがそれぞれ問題になる³⁾。

一部の学説は、取締役が外部の専門家の助言等について、当該専門家の能力を超えると疑われるような事情があった場合を除いて、それを信頼することができる、または、他の取締役や従業員等からの情報等について、特に疑うべき事情がなければそれを信頼することができるとして、そうした事情があるときには、原則として善管注意義務違反に該当しないと主張

-
- 1) 学説として、弥永真生「東芝役員責任追及事件判決についての若干の考察(下)」金融・商事判例1691号(2024年)2頁以下、四方藤治「取締役の『信頼の原則』ないし『専門家等への信頼』の検討(1)～(5・完)」国際商事法務52巻5号(2024年)570頁以下・7号(2024年)822頁以下・10号～12号(2024年)1217頁以下・1351頁以下・1510頁以下、倉橋雄作「経営判断原則と信頼の原則を『よき意思決定』に活かす〔上〕〔下〕(補遺)」商事法務2369号(2024年)25頁以下・2370号(2024年)54頁以下・2378号(2024年)38頁以下、内藤裕貴「取締役の業務執行局面における専門家の知見に対する『信頼の権利』についての一考察」司法書士637号(2025年)58頁以下などがある。裁判例として、大阪地判令和4年5月20日金融・商事判例1651号25頁(積水ハウス株主代表訴訟事件)、東京地判令和5年3月28日金融・商事判例1679号2頁(東芝役員責任追及事件)、および大阪地判令和6年1月26日金融・商事判例1697号21頁(TOYOTIRE 免震ゴム品質不正に係る株主代表訴訟事件)などがある。
 - 2) 久保田安彦「取締役の会社に対する責任」法学セミナー753号(2017年)88頁。
 - 3) 藤田友敬「取締役会の監督機能と取締役の監視義務・内部統制システム構築義務」上村達男先生古稀記念『公開会社法と資本市場の法理』(商事法務、2019年)379～380頁参照。

する⁴⁾。これは「信頼の原則」⁵⁾と呼ばれる考え方である。裁判例では、大阪高決平成9年11月18日（判例時報1628号133頁）が信頼の原則に言及し⁶⁾、また、信頼の原則の意義について学説と同様の理解を示すもののみ

-
- 4) 江頭憲治郎『株式会社法（第9版）』（有斐閣、2024年）499頁注2参照。表現について細かな異同はあるものの、多くの学説は信頼の原則を支持している。たとえば、業務執行に関して、「重要な業務執行事項の決定に際して、……専門家のアドバイスを受けそれを合理的に信頼して業務執行の決定をしたときは、その内容が著しく不合理なものでない限り、善管注意義務に違反しない……。他の取締役や使用人からの情報等についても、……同様である」（岩原紳作編『会社法コンメンタール9』（商事法務、2014年）239頁〔森本滋〕）、「取締役が経営判断をする際には、他の取締役や使用人、または社外の専門が収集・分析した情報については、その適正さについて疑いを抱かせる事情がない限り、これを信頼することが許され、……当該情報に依拠して経営判断を行ったことについて、善管注意義務違反の責任を負わない」（田中亘『会社法〔第5版〕』（東京大学出版会、2025年）291頁）とされる。また、監視義務に関して、「代表取締役・業務執行担当取締役は、……自己の役割分担の範囲を超えた部分については、疑念を差し挟むべき特段の事情がない限り、他の取締役がその報告どおりに職務を遂行しているものと信頼することが許される」（落合誠一編『会社法コンメンタール8』（商事法務、2009年）228頁〔落合誠一〕）、「取締役が……疑いを生ぜしめる事情がない限り、他の者の職務執行が適切になされていると信頼してよい」（高橋美加＝笠原武朗＝久保大作＝久保田安彦『会社法（第三版）』（弘文堂、2020年）195頁）、「各取締役は、他の取締役または使用人が担当する業務については、その内容の適正さについて疑いを抱かせる事情を知り得た場合でない限り、適正に行われていると信頼することが許され、……監視義務違反の責任を負わない」（田中亘『会社法〔第5版〕』（東京大学出版会、2025年）291頁）とされる。
- 5) 「信頼の権利」または「信頼の抗弁」と呼ばれることもある。名称の問題について、伊勢田道仁は、「取締役が他者を信頼したことが強力な免責事由となり得ると考えるのであれば、それは『権利』と呼ぶべきものであろうし、そうではなく、善管注意義務違反の有無を審査するための要素にすぎないとする場合には、基本的に信頼が考慮されるという意味での『原則』である」と説明する（「取締役の監視義務と信頼の原則」法と政治69巻4号（2019年）4頁以下）。
- 6) 同事件前の大阪高判昭和61年5月20日判例時報1206号125頁は、明示的に信頼の原則に言及しなかったものの、取締役の信頼が裁判所の判断において考慮されたものであると解してよいとされる（畠田公明『コーポレート・ガバナンスにおける取締役の責任制度』（法律文化社、2002年）70頁）。

られるようになった⁷⁾。

なぜ信託の原則を認める必要があるのか（いわゆる信託の原則の正当化根拠に関する問題）、取締役の信託が裁判所によって認められる場合に、善管注意義務違反ないし任務懈怠責任の有無の判断をどのように構成すべきか（いわゆる信託の原則の位置付けに関する問題）、さらに、いかなる要件を満たすときに取締役の信託が合理的であると評価されるのか（いわゆる信託の原則の適用要件に関する問題）などについて、日本法において検討の進展はみられるが、いまだに画一的な基準が確立したとはいえない。

たとえば、信託の原則が認められる正当化根拠については、職務分担を根拠とするもの⁸⁾や、取引の安全の原則を根拠とするもの⁹⁾がある。信託の原則の位置付けについては、信託の原則が認められる場合に、取締役の善管注意義務違反および任務懈怠責任の成立が否定されると説明するものが多いが¹⁰⁾、最近、信託の原則を「取締役の善管注意義務違反が否定されるための要件を示す免責の法理」として位置付けるものも現れている¹¹⁾。さらに、信託の原則の適用要件について、外部の専門家への信託が問題となる場合に、専門家の専門能力や資格の有無、アドバイスの合理性の有無、専門家の独立性の有無など¹²⁾が挙げられ、会社内の他の取締役や従業員への信託が問題となる場合に、会社の従業員による情報収集・分析について会社の取締役が「当然に躊躇を覚えるような不足・不備」がないこと¹³⁾、

7) 横浜地判平成25年10月22日金融・商事判例1432号44頁。

8) 中村直人『ケースから考える内部統制システムの構築』（商事法務、2017年）104頁、田澤元章「内部統制システムの構築・運用と取締役等の監視義務・信託の原則」石山卓磨監修『検証 判例会社法』（財經詳報社、2017年）378頁。

9) 四方・前掲注1）1512頁。

10) 前掲注4）参照。

11) 倉橋・前掲注1）54頁、四方・前掲注1）1512頁。

12) 江頭・前掲注4）499頁注2参照、内藤・前掲注1）64頁。また、横浜地判平成25年10月22日金融・商事判例1432号44頁。

13) 神崎克郎「銀行の取締役が融資の決定をする際の善管注意義務」金融法務事情1492号（1997年）78頁。また、東京地判平成14年4月25日判例時報1793号140頁。

適切な内部統制システムが整備されていること¹⁴⁾などが挙げられる。もっとも、上記各要件の具体的な内容や相互の関係については、必ずしも十分に検討されているわけではない。また、裁判所が示した信頼の原則の適用要件について、過度に緩やかに運用されれば、取締役が容易に責任を免れてしまうとの指摘がある¹⁵⁾。さらに、裁判所が具体的な事実関係に照らして行った判断から抽出された要件を一般基準化することは妥当ではないとの指摘も存在する¹⁶⁾。

信頼の原則は明文に定められておらず、その内容はあくまでも学説や裁判例の蓄積によって形成・発展してきたものにすぎない。信頼の原則の考え方が存在すること自体は肯定せざるを得ないとしても、その内容をどのように把握すべきかについては、なお一層の検討が必要といえよう。

（二）イギリス会社法との比較研究の意義

取締役の信頼が裁判所において認められるべきかという問題については、イギリス（イングランドおよびウェールズ）の会社判例法（コモン・ロー）では早くから論じられてきた。とりわけ、取締役¹⁷⁾の注意義務¹⁸⁾に関するか

14) 東京高判平成20年5月21日判例タイムズ1281号274頁。

15) 弥永真生「判批」ジュリスト1470号（2014年）85頁、近藤光男「判批」私法判例リマックス50号（2015年）96頁、河村尚志「判批」判例セレクト2014〔II〕18頁参照。

16) 門口正人＝金丸和弘＝佐藤久文「企業訴訟における訴訟活動（上）」NBL1077号（2016年）18頁〔門口正人弁護士発言〕参照。

17) イギリス会社法における取締役は、「取締役」と呼ばれる者に限定されておらず、事実上の取締役や影の取締役を含む会社の取締役の地位を占めるすべての者にも及ぶと説明される。See Saleem Sheikh, A Guide to the Companies Act 2006, Routledge-Cavendish, 2008, at p. 494, para. 10.79.

18) イギリス法において、「取締役の合理的な注意、技量および勤勉さの義務（Duty to exercise reasonable care, skill and diligence）」と呼ばれる。また、「注意」「技量」「勤勉さ」は、実際にはそれぞれ異なる内容を有するものであると主張する見解もある（See *Dorchester Finance Co Ltd v Stebbing* [1989] BCLC 498; Also see Edited by Simon Mortimore, *Company Directors: Duties, Liabilities, and Remedies*, Third Edition, Oxford University Press, 2017, paras. 14.23-14.33, at p. 333-336 (Mark Arnold)）。

つてのリーディング・ケースである1925年のRe City Equitable Fire Insurance Co Ltd.¹⁹⁾ 事件（以下、「City Equitable事件」という）において、Romer裁判官は、「取締役は、その業務の緊急性および附属定款の規定を考慮するならば、他の役員に適切に委ねられているすべての義務について、特に疑うべき理由がない場合には、当該役員に対してその義務を誠実に遂行しているものと信頼することは正当である」^{20) 21)} と述べた。すなわち、イギリス法において、取締役の注意義務違反が問題となる場面であっても、一定の要件が満たされる限り、他の役員が適切に業務を執行することへの信頼が正当的（合理的）であると認められうる。このような理解は、日本法上の信頼の原則に接近するものといえる²²⁾。

後述のように、City Equitable事件判決以降、注意義務違反に関連して取締役の信頼が認められうるか、また、その合理性ないし注意義務違反の有無をどのように判断するかという点について、イギリス法は豊富な判例と学説上の議論を蓄積してきた。また、現行法である2006年のイギリス会社法（Companies Act 2006。以下、「2006年会社法」という）では、従来会社判例法において定められた取締役の注意義務の判断基準が成文化されたものの、信頼の原則は成文化化されておらず、依然として会社判例法に委ねるものとしていた。このようなイギリス法の議論の変遷は、日本法の状況

19) [1925] Ch 407 CA（日本において同事件を比較研究する先行研究として、小町谷操三『イギリス会社法概説』（有斐閣、1962年）298頁、石山卓磨「英国会社法における取締役の義務規定の改革——取締役の注意・技量・勤勉義務を中心に——」酒巻俊雄先生古稀記念『21世紀の企業法制』（商事法務、2003年）85～86頁、川島いづみ「イギリス会社法における取締役の注意義務」比較法学41巻1号（2007年）19～21頁などがある）。

20) Ibid 408.

21) イギリス法において、役員とは、一般に会社の取締役、マネージャー（manager）、および会社秘書役（company secretary）を指すものと解される（イギリスの歳入税関庁（HMRC）のハンドブックを参照。See <https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/compliance-handbook/ch98650>。最後訪問期日2025年7月14日）。

22) 本稿では、便宜上、イギリス会社法の場合においても、このような考え方を「信頼の原則」と称することとする。

と類似するところがある。さらに、日本法において、アメリカ法上の議論の紹介²³⁾に比較して、イギリス法上の議論に対する詳細な比較法研究は多いとはいえない。イギリス法の研究は、日本法における信託の原則の議論に有益な素材と示唆を提供しうると考える。

上記の議論に加えて、次の点も注意しなければならない。

まず、イギリス法における注意義務と日本法における善管注意義務との異同である。イギリス法において、取締役の注意義務は信託義務 (fiduciary duty) とは区別されるため、注意義務には狭義の忠実義務の内容は含まれない (2006年会社法178条2項)²⁴⁾。一方、日本法においては、会社法が定める「忠実義務」(会社法355条)について、判例および多数説は、善管注意義務とは別個の高度な義務ではないと理解する²⁵⁾。日本法における善管注意義務には、取締役の利益相反制限なども含まれているため、イギリス法における注意義務の内容より広い。また、後述のとおり、注意義務違反の判断基準について、イギリス法と日本法には差異がある。しかし、イギリス法の実務上の取締役の注意義務と日本法の実務上の取締役の善管注意義務はいずれも、取締役に対して適切にその職務を遂行することを要求し、これを怠った場合に責任を問う点で、基本構造を同じくしている。利益相反の場面を除き、

23) 畠田公明「取締役の監視義務とその信託の保護」民商法雑誌102巻1号(1990年)42～66頁、同・前掲注6)40～77頁、神吉正三「取締役の『信託の権利』に関する一考察」流経法学2巻2号(2003年)1頁以下。

24) オーストラリアの判例であるPermanent Building Society v Wheeler ([1994] 14 ACSR 109, 157) 事件判決では、「取締役が負う注意義務・技能義務は、……信託関係にある者に課される信託や信用の要請から生じるものではない。……この義務は、信託義務ではない」と述べた。この見解は、イギリスの判例であるBristol and West Building Society v Mothew [1998] Ch 1事件判決において承認された。また、Extrasure Travel Insurances Ltd v Scattergood ([2002] EWHC 3093 (Ch), at para. 89) 事件判決では、「信託義務は、会社判例法における注意義務……とは性質が異なるものである。信託義務は、誠実さと忠実さにかかわるものであり、能力 (competence) にかかわるものではない。法は、信託義務と受託者として負うその他の義務とを明確に区別している」と述べた。

25) 最判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁、落合・前掲注4)52頁以下〔近藤光男〕参照。

両方の判断基準が重なり合う部分では、イギリス法を参照することは意義があるといえる。

次に、イギリスのコポレート・ガバナンスのあり方に変化が生じた点である。1980年代から1990年代はじめにかけて、多くの上場会社において不祥事が発生し、会社のコポレート・ガバナンスのあり方の改善を求める要請が高まった²⁶⁾。イギリス政府は、これを受けて、一連の報告書を策定・公表し、さらに、1998年には、これらの報告書において提言された原則や規範を統合する形で、ソフト・ローとして会社のコポレート・ガバナンスのあり方に指導的役割を果たす統合コード(The Combined Code。なお、同コードは2010年以降、イギリス・コポレート・ガバナンス・コード(UK Corporate Governance Code。UKCGコード)に改称された)を策定・公表した。同コードに示されたコポレート・ガバナンスに関する諸原則は、ロンドン証券取引所の上場規則に組み込まれ、同取引所の上場会社に適用されるようになった²⁷⁾。日本においても、イギリスと同様に、会社におけるリスクの回避・抑制や不祥事を防止すること、実効的なコポレート・ガバナンスを実現すること、さらに経営者の健全な企業家精神の発揮を促すことを重視して²⁸⁾、2015年に、日本版コポレート・ガバナンス・コード(『コポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～』。以下、「日本版CGコード」という)が東京証券取引所によって策定・公表され、上場規則の改正を通じて同取引所に上場する会社に適

26) 酒巻俊雄ほか『英法系諸国の会社法——理論と実務・2』(中央経済社、2021年)179頁〔中村信男〕、関孝哉「英国コポレート・ガバナンス——三報告書の概要と論点」日本コポレート・ガバナンス・フォーラム編『コポレート・ガバナンス——英国の企業改革』(商事法務、2001年)4頁。Also see C. A. Riley, The Company Directors' Duty of Care and Skill: The Case for an Onerous but Subjective Standard, The Modern Law Review Vol. 62 No. 5, 1999, at p. 697; Report of the Committee on the Financial Aspects of Corporate Governance (1992), Preface.

27) 酒巻ほか・前掲注26)182頁〔中村信男〕。

28) 油布志行＝高田洋輔「金融庁解説『コポレートガバナンス・コード原案』の概要」企業会計67巻7号(2015年)17～18頁。

用されるようになった²⁹⁾。日本版CGコードは、「OECDコーポレート・ガバナンス原則」（以下、「OECD原則」という）を踏まえて策定されたものであるが³⁰⁾、UKCGコードおよびイギリスのコーポレート・ガバナンスを参照しながら日本の状況を検討することは非常に有意義であると思われる³¹⁾。

（三） 本稿の目的と構成

本稿は、以上の問題意識から、イギリス会社法における判例および学説上の議論を素材として、信頼の原則の意義および解釈について、その正当化根拠、位置付け、および適用要件を明らかにし、日本法における信頼の原則に関する今後の議論への示唆を得ることを目的とする。

本稿は、イギリス法を検討するにあたり、イギリス会社法における信頼の原則に先立って、まずイギリス会社法における取締役の注意義務の基準・内容および義務違反の法的効果についてみていく。取締役の信頼の合理性の有無に関する検討は、あくまでも取締役が注意義務に違反するか否かの範囲においてなされるにすぎないとされ、また、イギリス法における取締役の注意義務に関する議論は、裁判所における取締役の信頼の合理性審査や、当該信頼が認められた場合に生じる法的効果に影響を及ぼすからである。

本稿の構成は次のとおりである。まず、二において、信頼の原則を検討する前提として、イギリス法における取締役の役割、注意義務の基準・内容、および注意義務違反の効果について概観する。次に、三において、イギリス会社法における代表的判例を整理・分析し、信頼の原則はどのように確立され、その後どのように発展し、現在どのような意義および解釈を

29) 東京証券取引所「有価証券上場規程」419条、436条の3、445条の3、807条参照。

30) 油布志行＝渡邊浩司＝谷口達哉＝中野常道『『コーポレートガバナンス・コード原案』の解説〔Ⅰ〕』商事法務2062号（2015年）51頁。

31) 日本版CGコードは、UKCGコードと比べ、その目的の基本的方向性は一致していると考えられる（神作裕之「コーポレートガバナンス・コードの法制的検討——比較法制的観点から」商事法務2068号（2015年）14、15頁。

有しているかを検討する。最後に、四において、上述の検討をまとめて、日本法への示唆を提示する。

二 イギリス会社法における取締役の注意義務

(一) 取締役の役割

本節では、イギリス会社法における取締役の役割を検討する。イギリスにおいては、取締役の注意義務の内容は、当該取締役が会社において占めている地位や果たしている役割と密接に関連している。したがって、取締役の信頼が裁判所において認められるか否かを検討する前提として、イギリスの会社において取締役がいかなる役割を果たしているのかを考察する必要がある。

なお、取締役の具体的な役割は各会社によって異なりうるものの、イギリス会社法、模範定款、さらには各種のソフト・ローの規定を通じて、イギリスにおけるコーポレート・ガバナンスの一般的な状況と、取締役に求められる一般的な役割を把握することが可能である。

1 会社法と模範定款の規定

イギリス会社法において、すべての取締役から組織される取締役会 (board of directors) は、会社の意思決定について最も重要な地位を占めていると考えられる³²⁾。

従来、経済自由主義の影響を受けて、取締役の制度そのものは任意機関化されたが、1929年のイギリス会社法では、すべての株式会社に法定の必要機関として取締役の設置を強制することになった³³⁾。2006年会社法

32) Paul L. Davies & Sarah Worthington & Christopher Hare, *Gower Principles of Modern Company Law*, Eleventh Edition, Thomson Reuters, 2021, para. 9-001, at p. 219.

33) 酒巻俊雄「株式会社の本質観と会社法理——イギリス法とアメリカ法」星川長七先生還暦記念『英米会社法の論理と課題』(日本評論社、1972年) 21～

においても、すべての株式会社に対して取締役の設置が要求されている（同法154条）。一方、取締役会は法定機関として設置することが会社法において要求されているわけではないが、会社において2人以上の取締役が設置される場合には、取締役会や取締役の会議（meeting）において多数決で取締役が権限を行使することが一般的である³⁴⁾。

イギリス会社法においては、取締役会の権限および責任に明示的に言及しておらず、すべて会社の定款³⁵⁾自治に委ねている。この点に関して、イギリス政府が2006年会社法に基づいて作成・公表した公開会社（public company）および私会社（private company）³⁶⁾向けの模範定款（model articles）は、取締役ら（directors）³⁷⁾の一般的な権限について、「定款に従い、

22頁、酒巻ほか・前掲注26）6頁〔酒巻俊雄＝酒巻俊之〕。

34) 特に2人以上の取締役が設置される公開会社では、取締役会の設置を当然の前提にしていると考えられる（Charles Wild & Stuart Weinstein, Smith & Keenan's Company Law, fourteenth edition, Pearson Education Limited, 2009, p. 287. 河村賢治「英国公開会社における取締役会の機能——統合コード（The Combined Code）を中心に——」早稲田法学76巻2号（2000年）236頁も参照）。

35) イギリス会社法における定款は、伝統的に基本定款（memorandum of association）と附属定款（articles of association）と区別され、前者は日本の定款の絶対的記載事項を記載したものに相当し、後者は定款の相対的記載事項と任意的記載事項を記載したものに相当すると説明される（小町谷操三『イギリス会社法概説』（有斐閣、1962年）56頁）。2006会社法では、従来の基本定款と附属定款という区分が廃止され、定款が単一化された（イギリス会社法制研究会編『イギリス会社法——解説と条文』（成文堂、2017年）11頁〔川島いづみ〕）。本稿では、2006年会社法の場面、従来の「附属定款」を「定款」と称することとする。

36) 公開会社とは、株式有限責任会社または保証有限責任会社であって、株式資本を有し、かつ公開会社として設立・登記される会社をいう（2006年会社法4条2項）。公開会社の社員の責任は、社員の保有する株式に支払われる金額または会社解散の際に会社の資産に拠出することを引き受けた金額によって限定される（同法3条2項・3項）。私会社とは、公開会社でない会社をいう（同法4条1項）。

37) イギリス法においては、取締役の職務・権限は個々の取締役に付与されるものではなく、取締役全体に付与されるものであるから、ここにいう「取締役

取締役らは、会社事業の経営に責任を負い、その目的のために、会社の権限のすべてを行使することができる」³⁸⁾と定めている。模範定款は、会社がこれを排除または変更しない限り、自動的に適用されるものである(2006年会社法20条)。また、実務上、多くの会社においては、定款により会社経営の全般的な権限が取締役らに授権されている現状³⁹⁾に照らすと、イギリスにおける公開会社・私会社を問わず、すべての会社において、取締役らは会社経営の全般について責任を負い、かつ、その経営に関する一切の権限を有するものと解される。これは、イギリス会社法における「ジェネラル・モデル (general model)」として理解されるべきである⁴⁰⁾。

もっとも、会社経営の全般的な権限が取締役らに授権されても、取締役の全員によって組織される会議が会社の日常的な業務執行を担うことは現実的であるとはいえない。実務上、取締役会は、その構成員のうち1人以上の者にその権限の多くを、特に実際の実行行為に関する権限のほとんどを委任することが通常であり⁴¹⁾、業務執行権限の委任を受けた取締役が業務執行取締役 (managing director / executive director) になる一方、業務執行に携わることのない取締役が非業務執行取締役 (non-executive director) になる。模範定款も、取締役が定款のもとで与えられた権限について、適当と思量する場合、その他の者または委員会に委任することができる旨を定めている⁴²⁾。このように、業務執行取締役は、会社の具体的な業務執行を担う役割を負っており、他方で、非業務執行取締役は、主として業務執

ら」とは、取締役の全体を指すものであり、取締役らに付与される権限は原則として適法に構成された取締役会を通じて行使されるべきであると考えられる(小町谷・前掲注19) 230頁、酒巻ほか・前掲注26) 104～105頁〔酒巻俊雄〕。

38) See Model Articles for private companies and public companies, Part 2, at [3].
なお、公開会社向けの模範定款の日本語訳について、酒巻ほか・前掲注26) 420頁以下参照。

39) Paul L. Davies & Sarah Worthington & Christopher Hare, *supra* note 32), para. 9-001, at p. 219.

40) *Ibid.*

41) 酒巻ほか・前掲注26) 105頁〔酒巻俊雄〕。

42) See Model Articles for private companies and public companies, Part 2, at [5].

行取締役の業務執行を監視する役割を負っていると考えられる⁴³⁾。ところで、1985年イギリス会社法に基づいて作成・公表された模範附属定款（model articles of association）は、取締役が有する権限を他の取締役のみに委任することができる旨を定めている。委任の対象となる者の範囲に制限を設けないという模範定款の規定は、イギリスにおける取締役会の機能が、従来の会社の経営管理などの機能から、委任機能および監督機能へと移行しつつある傾向を反映したものと説明される⁴⁴⁾。

2 非業務執行取締役の役割

（1）ソフト・ロー

前に述べたように、イギリスでは、1980年代から1990年代はじめにかけて、コーポレート・ガバナンスに関する不祥事が相次いで発生した。そして、非業務執行取締役は実効的な権限を行使することができず、業務執行取締役による不正行為を監視・是正し、会社の利益を実現するという役割を十分に果たしていない点が問題として指摘された⁴⁵⁾。

①キャドベリー報告書

企業不祥事の発生を受けて、1992年5月に、当初は会計報告書（財務書類）およびアカウンタビリティを中心に議論を進めることを目的として設置された、英国財務報告評議会（Financial Reporting Council。以下、

43) 酒巻ほか・前掲注26) 105頁、110～112頁〔酒巻俊雄〕。

44) David Kershaw, *Company Law in Context: Text and Materials*, Oxford University Press, 2009, at p. 223.

45) たとえば、*Re Polly Peck International plc (No2)* ([1994] 1 BCLC 574) 事件では、非業務執行取締役らが、会社の取締役会会長による不正行為を監視し是正すべき義務を怠ったとして責任が問われた。同事件判決は、強大な権限を有する取締役会会長が存在する場合に、非業務執行取締役が不正行為の発生を防止するために合理的な措置を講じることは一層困難であると指摘し、非業務執行取締役らの責任を否定した。この判決は、「非業務執行取締役が、確信をもち強力な社長をコントロールすることを期待するのは、いかに非現実的であることかを示すもの」と評される（Mayson & Stephen W. French & Derek Ryan & Christopher, *Mayson, French & Ryan on Company law*, 34th Edition, 2017, Oxford University Press, at p. 426）。

「FRC」という)とロンドン証券取引所および会計士協会の意向により設置された、通称キャドベリー委員会、取締役会や会計監査人 (auditor) によるコーポレート・ガバナンス体制の改善についても議論が及んで、キャドベリー報告書 (Cadbury Report)⁴⁶⁾ を公表し、コーポレート・ガバナンスに関する最善慣行規範 (The Code of Best Practice) を策定した。

そのなかで、取締役会および非業務執行取締役の役割の実効性を向上させるための重要な提言をした。まず、取締役会は、十分かつ実効的な会社に対する統制機能および業務執行経営陣への監督機能を保持すべきであること (最善慣行規範1.1) である。当時、マネージャー (manager) や副社長などのような従業員が、取締役より実際の権限を有しており、取締役の役割に混乱がみられた⁴⁷⁾。キャドベリー報告書は、これを解決すべき問題として考えていた⁴⁸⁾。次に、取締役会会長と最高業務執行取締役の役割は、原則的に分離されるべきであること (最善慣行規範1.2) である。キャドベリー報告書は、取締役会会長と最高業務執行取締役という2つの役割を1人が兼務すれば、権力が著しく集中し、権力と権限の均衡を確保することが困難であると指摘した⁴⁹⁾。さらに、非業務執行取締役の役割が重視されるべきであること (最善慣行規範2.1) である。キャドベリー報告書は、「非業務執行取締役は、戦略、業績、重要な人事を含む経営資源、行動基準などに関わる課題事項に対して独立した判断を行うべきであ」 (最善慣行規範2.1) り、業務執行の責任からの独立性の結果として、取締役会および業

46) Report of the Committee on the Financial Aspects of Corporate Governance (1992). キャドベリー報告書に関する日本語訳については、日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム・前掲注26) 259頁以下参照。

47) Thomas Sheridan, Kendall Nigel, Corporate Governance: An Action Plan for Profitability and Business Success, Pitman Publishing, 1992, at p. 87.

48) Alan Dignam & John Lowry, Company Law, Ninth Edition, Oxford University Press, 2016, at p. 402.

49) Report of the Committee on the Financial Aspects of Corporate Governance (1992), at para. 4.9. また、取締役会会長が最高業務執行取締役を兼務する場合、取締役会には強力であつて独立した要素が存在しなければならないと勧告される。

務執行取締役の業績を評価すること⁵⁰⁾、および潜在的利益相反が生ずる場合に、問題解決を主導することについて重要な役割を果たすことができる⁵¹⁾と述べた⁵¹⁾。

以上に加えて、キャドベリー報告書は、非業務執行取締役の判断の独立性が取締役会の審議にとってきわめて重要であると強調したうえで⁵²⁾、「非業務執行取締役の過半数は、経営陣から独立し、報酬および株主としての地位を除いて、独立した判断を示すうえで大きな妨げとなるような事業上、あるいはその他の関係を持つべきではない」（最善慣行規範2.2）と提言した。ただし、同報告書は、独立性に関する詳細な基準を定めておらず、非業務執行取締役が取締役会の過半数を占めるべきことについても明確に規定していない。業務執行取締役が報酬委員会などに参加することも禁止していない。非業務執行取締役が効果的に機能することはきわめて困難であるとした⁵³⁾。

②ハンペル報告書および統合コード

1995年に、ハンペル委員会が設置された。同委員会は、FRCによって設置されたキャドベリー報告書および取締役の報酬を取り扱うグリーンベリー報告書（Greenbury Report）⁵⁴⁾の実施状況を調査・見直すための後継委員会である⁵⁵⁾。

1998年に、ハンペル委員会は、ハンペル報告書（Hampel Report）⁵⁶⁾を公表して、キャドベリー報告書の立場を踏襲したうえで、さらに取締役会会長と最高業務執行取締役とを兼務する場合に正当理由が求められること

50) Ibid at para. 4.5.

51) Ibid at para. 4.6.

52) Ibid at para. 4.12.

53) Alan Dignam & John Lowry, *supra* note 48), at p. 404.

54) Directors' remuneration – Report of a study group chaired by Sir Richard Greenbury (1995).

55) See Final Report – Committee on Corporate Governance (1998), Foreword.
ハンペル報告書に関する日本語訳について、日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム・前掲注26) 366頁以下参照。

56) Ibid.

(原則14)、非業務執行取締役は取締役会の構成員の少なくとも3分の1を占めること(原則12)を提言した。そして、同委員会は、キャドベリー報告書やハンペル報告書などの内容を統合して、いわゆる統合コードを策定した。ただし、ハンペル報告書および統合コードにおいては、非業務執行取締役の独立性の基準が定められていなかった。非業務執行取締役の独立性に関する詳細な基準を定めることは実効性がないこと、取締役会こそが個々の取締役の独立性の有無を判断すべきであることが理由として挙げられた⁵⁷⁾。

③ヒッグス報告書

2000年代初頭、アメリカにおいては、エンロン事件やワールドコム事件などの大規模な企業不祥事が発生した。イギリスでも、これらの事件の影響を受け、非業務執行取締役の役割等をより強化する必要性が認識された。そこで、イギリスの貿易産業省 (Department of Trade and Industry, DTI) および財務省 (HM Treasury) の主導によるヒッグス委員会が設置され、2003年1月に同委員会によるヒッグス報告書 (Higgs Report)⁵⁸⁾ が公表された。同報告書は、非業務執行取締役の役割の強化との関係で、主として、取締役会の構成員のうち、取締役会会長を除いた少なくとも半数は独立した非業務執行取締役でなければならないこと (Provision A. 3.5)、非業務執行取締役の独立性について具体的な基準を定めるべきこと (Provision A. 3.4)⁵⁹⁾、および原則として、いずれの非業務執行取締役も指名・報酬・監査という3つの委員会すべての委員を兼務すべきではないこと (Provision A. 3.7) を提言していた。

加えて、当時、イギリスの会社における監査および会計制度をめぐり、監査委員会に関する議論を中心とするスミス委員会が設置され、同委員会によるスミス報告書 (Smith Report)⁶⁰⁾ が公表された。同報告書では、監査

57) Ibid, at para. 3.9.

58) Review of the role and effectiveness of non-executive directors (2003).

59) ヒッグス委員会報告書に提示された取締役の独立性の基準については、川島・前掲注19) 7頁参照。

60) Combined Code Guidance – Audit Committee (2003). 同報告書は、2005年

委員会には少なくとも 3 人以上の委員を置き、その全員が独立した非業務執行取締役でなければならないことが提言された⁶¹⁾。この提言は、ヒックス報告書にも組み込まれた（Provision D. 3. 1）。

④ UKCG コード

前述のとおり、2010年に従来の統合コードはUKCGコードへと改称された。その後、UKCGコードは2010年から2018年までの間に、おおむね2年ごとに合計4回の改定があったが、2024年1月には約6年ぶりとなる最新の改定が行われた。この改定は、2025年1月1日またはその期日の後で開始した会計期間から適用されることとなった。もっとも、2024年UKCGコードは改定案の段階で企業内容開示事項の追加が提言されたものの、政府による関連法案の撤回を受け、開示に関する部分は見送られることとなり、結果として改定内容は小幅にとどまった⁶²⁾。コーポレート・ガバナンスに関しては、内部統制に関する改定⁶³⁾が行われたにもかかわらず、取締役会や非業務執行取締役の役割について大きな変更はなく、従来の考え方を基本的に踏襲する形となっている。

（2）会社判例法

前掲の各報告書やコードにおいて提示された最善慣行規範は、強制的なものではなく、あくまで「遵守または説明（comply or explain）」⁶⁴⁾というアプローチに基づき、上場会社が任意に採択するにすぎない。もっとも、イ

の改定において、「Guidance on Audit Committees (The Smith Guidance)」を題として公表された。

61) Combined Code Guidance – Audit Committee (2003), at para. 3.1.

62) 「英国FRC、六年ぶりにコーポレートガバナンス・コードを改訂」商事法務2355号（2024年）70頁、西山賢吾「英国CGコード改訂：大部分が撤回される——情報開示拡充よりも負担軽減を重視」野村サステナビリティクォーターリー5巻1号（2024年）178～180頁。また、その提言の内容および撤回の経緯の詳細については、山口峰男「英国ガバナンス改革の黄昏」企業会計76巻3号（2024年）49～52頁参照。

63) 山口・前掲注62) 52～54頁参照。

64) Report of the Committee on the Financial Aspects of Corporate Governance (1992), at para. 3.7.

ギリスの多くの上場会社はこれらを遵守しており⁶⁵⁾、結果として事実上の強制力を有するに至っていたと評価しうる⁶⁶⁾。

そして、イギリスの多くの判例も、ソフト・ローの立場を認めて、非業務執行取締役は会社において監督機能を果たしているとの立場を採っている。たとえば、Re Kaytech International plc⁶⁷⁾ 事件判決において、Rimer 裁判官は、被告取締役が取締役としての義務に違反するかを検討するにあたり、「被告取締役は……非業務執行取締役として、会社の定款、取締役の構成、事業の性質や進行状況、さらには財務状況についていつでも十分に把握し、常に情報を更新する義務がある。そして、それによって業務執行取締役が会社の業務をどのように遂行しているかを監督できる立場にあるべきである」⁶⁸⁾ と述べた。Equitable Life Assurance Society v Bowley⁶⁹⁾ 事件判決において、Langley 裁判官は、「少なくとも会社が非業務執行取締役に、経営陣に対して独立した判断および監督の役割を期待することが合理的である」⁷⁰⁾ と述べた。Re Continental Assurance Co of London plc (No. 4)⁷¹⁾ 事件判決において、Park 裁判官も、会社の業務執行取締役は会社の活動全般を監督する責任を負う一方、非業務執行取締役は業務執行取締役の職務遂行を監視する義務を負う旨を述べた。

65) 関・前掲注26) 32～36頁参照。

66) 川島・前掲注19) 1頁。

67) [1999] 2 BCLC 351.

68) Ibid 407.

69) [2003] EWHC 2263 (Comm).

70) Ibid, at para. 41.

71) [2007] 2 BCLC 287. See Adrian Walters, Wrongful trading: two recent cases, 6 Insolvency Lawyer 211 (2011). 同事件は、2001年に判示されたが、2007年に掲載された。日本における同事件に対する先行研究として、岩淵重広「倒産局面にある会社の取締役の義務—イギリス法における不当取引と債権者の利益を考慮する義務を参考に」同志社法学67巻5号(2015年)190頁以下、金澤大祐「会社の偏頗行為と取締役の義務—イギリスにおける債権者の利益を考慮する義務を参考に」商学集志第90巻2・3号合併号39頁以下、同「イギリスにおける不当取引の一考察：会社の事業再生の観点から」日本法学88巻4号(2023年)202頁以下などがある。

さらに、Secretary of State for Trade and Industry v Swan⁷²⁾ 事件がある。本件は、A社の取締役会長兼最高経営責任者であるB、および同社の非業務取締役であり、かつ取締役会副会長兼報酬委員会長の地位にあったCに対して、A社が小切手の偽造を行っていた事実を認識しながら、これに対して適切な措置を講じなかったことについて、取締役としての義務に違反したか否かが問題とされた事案である。Etherton裁判官は、本件において、Cが部下から会社における小切手偽造の可能性に関する情報を受領したにもかかわらず、当該部下に対し十分な説明の機会を与えなかったこと、必要な調査措置も実施しなかったこと（約40分間の会議を開催したことにとどまった）、さらに、他の非業務執行取締役や会計士との協議も行わなかったことを指摘した。そのうえで、Cの行為は取締役に期待される注意義務の基準から著しく逸脱するものであるとして、相応の責任を負うべきであると判示した。本判決においては、非業務執行取締役が会社において担う監督機能は、単なるソフト・ロー上の提言にとどまらず、法的義務としての性質を有することが確認された。また、Etherton裁判官の非業務執行取締役の役割に対する理解は、前掲のソフト・ローにおける立場と軌を一にする⁷³⁾。本判決は、非業務執行取締役の役割をめぐる議論において、重要な意義を有するものと評価された⁷⁴⁾。

（3）小 括

1990年代以降、ソフト・ローが非業務執行取締役の監督機能を強化しつつ、かつ会社判例法においてもその立場が追認されるに至り、イギリス

72) [2005] EWHC 603.

73) たとえば、キャドベリー報告書は、「非業務執行取締役は、戦略、業績、重要な役職を含む資源、行動基準などに関わる事項に独立した判断を有効に加えるべきである」（4.11）と提言した。ヒッグス報告書も、「非業務執行取締役は健全な判断力と探究心を備え、賢明な問いかけを行い、建設的な議論を行い、厳格に異議を唱え、そして冷静に決定を下さなければならない。また、取締役会の内外を問わず、他人の意見に対して敏感に耳を傾けるべきである」（6.10）と提言した。

74) John Lowry, The Whistle-Blower and The Non-Executive Director, Journal of Corporate Law Studies, Vol 6, No. 1, 2006, at p. 257.

における非業務執行取締役の会社において果たすべき役割は、従来とは一変するほど大きな変化を遂げたと評価できる⁷⁵⁾。そして、経営全般に関する権限が会社の取締役の全体に付与されたが、そのさらなる委任により、業務執行取締役が日常的な業務執行機能を担い、非業務執行取締役が監督機能を担う⁷⁶⁾ という役割分担が、イギリスのコーポレート・ガバナンスの理想的なあり方としてコンセンサスが形成されたといえる。

(二) 取締役の注意義務

1 注意義務違反に関する判断基準

イギリスでは、前述のとおり、コーポレート・ガバナンスにおいて業務執行取締役と非業務執行取締役が区分されたものの、イギリス会社法では、このような区分は存在しない⁷⁷⁾。したがって、法的には、いずれの取締役も会社に対して同じ基準に基づく注意義務を負うことになる⁷⁸⁾。ハンペル

75) 非業務執行取締役は、会社内において実質的な役割を果たすことができず、単に会社のイメージを向上させるための「飾り」にすぎないとする従来の見解 (see *Re Cardiff Savings Bank* [1892] 2 Ch 100) に対し、キャドベリー報告書をはじめとする一連のコーポレート・ガバナンスの改革を経て、非業務執行取締役は初めて業務執行取締役の業務執行を監督する役割を担い、会社において重要な役割を果たしうる存在となった (Lee Roach, *The Director's Duty of Skill and Care: Has the Law Commission Got It Right*, *Business Law Review*, March 1999, at p. 54; Also see Paul L. Davies & Sarah Worthington & Christopher Hare, *supra* note 32), at para. 10-045, p. 293)。

76) 非業務執行取締役は、単に違法行為の抑制権限を有するにとどまらず、経営トップである会長の業績評価権限をも有するとする指摘もある (大久保拓也「イギリスの上場会社における非業務執行取締役の役割」法学新報122号 (2016年) 90頁)。

77) David Kershaw, *supra* note 44), at p. 276.

78) S. Witney, *Corporate opportunities law and the non-executive director*, *Journal of Corporate Law Studies*, 2016, Vol. 16, No. 1, at p. 146; Paul L. Davies & Sarah Worthington & Christopher Hare, *supra* note 32), at para. 10-046, p. 295; *Dorchester Finance Co Ltd v Stebbing* [1989] BCLC 498 事件判決では、Foster 裁判官は、取締役の注意義務の基準を適用するにあたり、業務執行取締役と非業務執行取締役との間に区別はないと述べた。Continental Assurance Co. Ltd. of London plc [1997] 1 BCLC 48 事件判決においても、Chadwick 裁判

報告書も、非業務執行取締役の注意義務が業務執行取締役より軽減されるべきであるとの見解を批判し、取締役会の統一性と一体性を確保するため、全取締役が共通の基準に基づく義務を負うべきであるとした⁷⁹⁾。

（1）主観的基準

City Equitable 事件判決において、Romer 裁判官は、取締役の注意義務の基準について、次のような見解を述べた。すなわち、「取締役は、その職務を遂行するにあたり、誠実に行動し、かつ、当該状況において通常人が自己のために払うべき合理的注意に相当する程度の技能および勤勉を行使しなければならないが、その知識および経験を有する者から合理的に期待される程度を超える技能を発揮することまでは要求されない」⁸⁰⁾とする。これは「主観的な基準 (subjective standard)」と呼ばれており、取締役は自ら有する知識と経験に照らして合理的に期待される以上の技能を発揮する義務までは負わないと考えられていた⁸¹⁾。

（2）二重基準

もっとも、取締役の注意義務の基準が主観的なものである以上、知識や経験が乏しい取締役には、低い程度の注意を払うことしか期待されず、そのような取締役が当該基準を利用して責任を回避することが容易であるという点が問題として指摘された⁸²⁾。イギリスの法律委員会およびスコットランド法律委員会 (The Law Commission and The Scottish Law Commission。以下、「法律委員会」という) も、多くのビジネス分野において一般人の有す

官は、非業務取締役であっても、業務執行取締役と同様な基準を適用すべきである旨を判示した。

79) Final Report – Committee on Corporate Governance (1998), at para. 3.3.

80) Supra note 19), 408.

81) ただし、一部の学説は、Romer 裁判官の見解が、取締役の注意義務の基準に客観的要素が含まれるとの解釈を示唆していると指摘する (Andrew Hicks, Directors' Liability for Management Errors, Law Quarterly Review, Vol. 110, 1994, as cited in Andrew Hicks & S. H. Goo, Cases and materials on Company Law, Sixth Edition, Oxford University Press, 2008, at p. 390)。

82) Lee Roach, Company Law, Oxford University Press, 2019, at p. 254. Also see Vanessa Finch, Company Directors: Who Cares About Skill and Care, Modern Law Review, Vol 55, No. 2, 1992, at p. 179.

る知識や技能を超えた専門的な知識や技能が求められること、主観的な基準は役務 (services) の提供に同意した者 (特に報酬を受けた場合) に一般的に課される義務との間で整合性がないこと、比較法の観点から多くの外国法では取締役が合理的かつ有能な企業人として行動することが要求されていることなどの理由を挙げて、主観的な基準を批判した⁸³⁾。同時に、会社判例法において取締役の注意義務に対する姿勢の転換の嚆矢と位置付けられた判例⁸⁴⁾もみられた。ただし、この段階では、会社判例法は主観的な基準とまったく違う基準を確立したものではないと考えられる⁸⁵⁾。

その後、1986年に、イギリス1986年倒産法 (以下、「倒産法」という) が成立した。同法214条は、会社が財務悪化状態に陥った場合における取締役の極めて無責任な行動や有限責任の濫用に対処し、取締役の民事責任を追及することを目的として、不当取引 (wrongful trading) に起因する取締役の責任について定めている⁸⁶⁾。ただし、同条4項で、免責事由が設けられている。すなわち、「会社の取締役が知るべき、または把握すべき事実、到達すべき結論、および講じるべき措置は、以下の (a) および (b) の両方を備えた合理的に勤勉な者が知りうる、または講じうるものである。(a) 当該取締役が会社において果たしている職務と同一の職務を遂行する者に対して合理的に期待されうる一般的な知識、技能、および経験、およ

83) The Law Commission and The Scottish Law Commission, Company Directors: Regulating Conflicts of Interests and Formulating a Statement of Duties, Law Com No 261 and Scot Law Com No 173, 1999, at para. 5.3-5.5, p. 48.

84) *Dorchester Finance Co Ltd v Stebbing* [1989] BCLC 498. この判例において、Foster裁判官は、「取締役はその職務を遂行するにあたり、次のような義務を負う。(i) 自身の知識と経験を有する者に合理的に期待される程度の技能を発揮すること。(ii) 自らのために行動する際に通常人が期待される程度の注意を払うこと。(iii) 付与された権限を誠実かつ会社の利益のために行使すること」と述べた。

85) See Paul L. Davies & Sarah Worthington & Christopher Hare, *supra* note 32), at para. 10-045, p. 294.

86) 日本における取締役の不当取引に対する先行研究として、岩淵・前掲注71) 267頁、同「イギリス法における不当取引責任の近時の展開」北海学園大学法学研究55巻1号(2019年)23頁以下、金澤・前掲注71) 196頁以下などがある。

び(b)当該取締役が実際に有する一般的な知識、技能および経験」とする。この規定が定める基準は、主観的な基準と客観的な基準を併用する「二重基準(dual objective /subjective test)」であると考えられ、少なくとも不当取引の場面において、すべての取締役に適用されうる注意義務の程度の最低限を画定し⁸⁷⁾、特定の取締役の知識や経験によってその程度が引き下げられることはないこととなる一方、取締役がその職務において通常期待される以上の知識、技能、経験を有する場合には、より高い程度の注意義務が課される⁸⁸⁾。

会社判例法は、上記倒産法に定められた基準を会社の日常的な経営の場面における取締役の注意義務違反に関する判断基準として採用した⁸⁹⁾。1991年のNorman v Theodore Goddard⁹⁰⁾事件(以下、「Norman事件」)判決では、「取締役の注意義務の基準は、1986年倒産法214条4項に適切に表現されている」⁹¹⁾と判示した。1993年のRe D'Jan of London Ltd⁹²⁾事件(以下、「D'Jan事件」という)判決においても、「取締役がコモン・ローに基づいて会社に対して負う注意義務は、1986年倒産法214条4項に定められた義務と同一である」とし、Norman事件判決と同様な理解が示された。両判決の意義は、倒産法の規定を取締役の注意義務の基準に関する規定と理解することにより、取締役の注意義務基準の現代化を実現した点⁹³⁾、また、実質的に会社判例法において二重基準を確立した点にある⁹⁴⁾。

87) Brumder v Motornet Services and Repairs Ltd [2013] 2 BCLC 58, at para. 46.

88) Simon Mortimore, *supra* note 18), at para. 14.04, p. 328 (Mark Arnold).

89) これに対して、資格を有する者により高いレベルのスキルを求めることは、破産が避けられないと判断される不当取引といった特別の状況のもとでは正当化される可能性があるものの、会社のすべての段階においてこれを求めることは適切ではない、という批判も存在した (Vanessa Finch, *supra* note 82), p. 204)。

90) [1991] BCLC 1028.

91) *Ibid* at 1028.

92) [1994] 1 BCLC 561.

93) Nicholas Bourne, Directors' Duty of Care and Skill, *Business Law Review*, June 1999, p. 155.

94) 川島・前掲注19) 23頁。

法律委員会も、取締役が自身の知識や経験の不足を理由に責任を回避することが認められないこと、専門的な知識を有する取締役がその有する知識を活用して職務を遂行することが公正であること、取締役の注意義務に関する会社法の規定と倒産法の規定との整合性を考慮すべきこと、および裁判実務における倒産法の規定に関する運用や解釈が豊富であることに鑑みれば、会社判例法における取締役の義務が成文法化される際に、取締役の注意義務の基準として二重基準を採用すべきであると提言した⁹⁵⁾ 96)。

1998年、イギリス政府は、会社法の徹底的な見直しを推進した。会社法の改正に関して、「競争力ある経済に向けた会社法現代化：最終報告書」⁹⁷⁾ および会社法改正白書⁹⁸⁾ が公表された。両報告書はいずれも、取締役の注意義務の基準として二重基準を採用すべきとする立場を是認した⁹⁹⁾。

95) The Law Commission and The Scottish Law Commission, *supra* note 83), para. 5.6-5.10, 5.19-5.20, at p. 48-49, 51.

96) ただし、法律委員会の提言に対しては、学説上批判が存在した。その理由として、第一に、二重基準が採用されると、専門的知識や能力を有する取締役はより高い程度の注意義務を負うこととなり、そのような者が取締役に就任することを躊躇するおそれがある。実際、オーストラリアの *Australian Innovation Ltd. v Petrovsky* [1996] 14 ACLC 1357 事件判決では、「裁判所は、有能な人物が取締役として務めることを躊躇するような過度な負担を取締役に課さないことが重要である」と述べた。第二に、倒産法の規定の運用や解釈が豊富であったことは、その規定を正当化する理由にはならない。第三に、単に客観的基準を採用したとしても、倒産法に定められた二重基準との間に整合性がないとは限らず、少なくとも会社の財務状況に応じて取締役に異なる義務を課すことが可能であるとする判例 (*Brady v Brady* [1987] BCC 535) がある (*Lee Roach*, *supra* note 75), at p. 52-53)。

97) *Modern Company Law for a Competitive Economy: The Final Report* (London, DTI, URN 01/942 and URN 01/943, 2001).

98) *Modernising Company Law* (Cm 5553, July 2002).

99) *Modern Company Law for a Competitive Economy: The Final Report* (London, DTI, URN 01/942 and URN 01/943, 2001), Vol. 1, Annex C, Schedule 2, Section 4, at p. 346; and see *Company Law Review Steering Committee, Modern Company Law for a Competitive Economy: Developing the Framework* (London, DTI, URN 00/656, 2000), at p. 41 para. 3.67-3.68; and see *Modernising Company Law* (Cm 5553, July 2002), at paras 3.2-3.7.

これを受けて、2006年会社法は、従来の会社判例法に代わり、取締役の注意義務に関する規定を成文化し、同法174条に規定した¹⁰⁰⁾。取締役の注意義務の基準に関する会社法の規定は、その内容について実質的に倒産法の規定と同様となった¹⁰¹⁾。

2 注意義務の内容

Romer裁判官は、City Equitable 事件判決において、「設立された会社の取締役任命された者が果たすべき義務を明確にするためには、会社の事業の性質だけでなく、会社の業務が取締役と他の役員との間で実際にどのように分担されているかを考慮する必要がある」¹⁰²⁾と述べた。ヒッグス報告書も、非業務執行取締役の責任に言及する際に、「取締役の注意義務について、法律上、業務執行取締役と非業務執行取締役に異なる基準が採択されるわけではないが、取締役の役割や責任に応じて期待される知識、技能および経験が異なることが認識され」¹⁰³⁾、「特に、非業務執行取締役が会社の業務に関与する時間は業務執行取締役と比べて大幅に少ないことが多く、非業務執行取締役に合理的に期待される会社の業務に関する詳細な知識や経験も業務執行取締役と比べて少ないことがほとんどである」¹⁰⁴⁾から、「非業務執行取締役と業務執行取締役は法的義務や取締役会の構成員としての目的は同様であるものの、その関与の度合いによって」¹⁰⁵⁾注意義務違反の有無に関する判断が異なるべきであると述べた。すなわち、会社の各取締役の注意義務は同様な基準に基づくものであるが、その注意義務の内容は各取締役の会社において果たしている役割によって決まる。最近

100) 同条の日本語訳について、イギリス会社法制研究会・前掲注35) 123頁参照。

101) Simon Mortimore, *supra* note 18), at para. 14.02, p. 327 (Mark Arnold).

102) *Supra* note 19), 408.

103) Review of the role and effectiveness of non-executive directors (2003), at para. 14.6.

104) *Ibid* at para. 14.9.

105) *Ibid*.

のイギリスの判例も、これを再確認している¹⁰⁶⁾。

まず、取締役が経営判断などの業務執行を行う場面である。

アメリカでは、いわゆる「経営判断の原則 (Business Judgement Rule)」が存在しており、同原則によって、経営判断の場面に関する取締役の注意義務違反の有無が判断される¹⁰⁷⁾。

イギリスでは、アメリカのような経営判断の原則が形成されているわけではないが¹⁰⁸⁾、少なくとも取締役が会社の利益のために誠実に行った経営判断については、裁判所が後知恵でそれを判断・非難すべきではないとされていることは明らかである¹⁰⁹⁾。イギリス裁判所の判断枠組みはデラウェア州裁判所の判断枠組みと類似する面があると評価されることもある¹¹⁰⁾。

106) たとえば、Bishopsgate Investment Management Ltd v Maxwell (No. 2) [1994] 1 All ER 261 事件判決では、裁判官は、取締役の注意義務違反の有無を判断するにあたり、特定の会社の業務がどのように組織されているか、また当該取締役が合理的に期待される役割をどのように果たすべきかを考慮することで、当該取締役の義務の内容を特定する必要があると述べた。Brumder v Motornet (supra note 87) 事件判決においても、裁判官は、取締役が2006年会社法174条(注意義務)に違反するか否かは、事実関係に強く依存すると指摘した。

107) 仮屋広郷「取締役の注意義務と経営判断原則——人間観と法的役割」一橋法学 3 卷 2 号 (2004年) 465 頁。

108) David Kershaw, supra note 44), at p. 429.

109) たとえば、代表的な事案である1974年のSmith Ltd v Ampol Petroleum Ltd [1974] AC 821 事件判決では、裁判官は「裁判所は経営陣の判断に対して自らの意見を代わりに差し挟むこと、または誠実に下された経営判断の正当性を疑問視することは不適切であると認める。このような問題について、経営判断の内容に関して裁判所に控訴 (appeal) することは許されず、また、裁判所は経営の権限内で誠実に下された経営判断に対して監督的な役割を果たすこともない」と述べた。Also see Re Tottenham Hotspur plc [1994] BCLC 655; Runciman v Walter Runciman plc [1992] BCLC 1084; Devlin v Slough Estates Ltd and others [1983] BCLC 497; Roberts v Frohlich [2011] 2 BCLC 625 も参照。学説では、Paul L. Davies & Sarah Worthington & Christopher Hare, supra note 32), para. 10-048, at p. 297; Simon Mortimore, supra note 18), para. 14.34, at p. 337 (Mark Arnold) 参照。

110) David Kershaw, supra note 44), at p. 430.

両者の決定的な差異は、デラウェア州はいわゆる「重大な過失（gross negligence）」を注意義務の基準として採用する¹¹¹⁾のに対し、イギリスはより厳格な二重基準を採用していると説明される¹¹²⁾。法律委員会は、当初、二重基準が採用されると取締役の負担が増大するとの懸念を緩和するために、経営判断の原則を成文化すべきであると主張したが¹¹³⁾、実務そのような懸念は存在しないことが確認されたため、その主張を撤回した¹¹⁴⁾。

次に、取締役の監視・監督に関する場面である。

前述のとおり、イギリスの会社では、業務執行取締役は会社の日常的な経営を行う役割を果たしており、非業務執行取締役は業務執行取締役の職務遂行を監視する役割を果たしていると考えられる。ただし、これは業務執行取締役が監視・監督義務を負わないことを意味するわけではない。

業務執行取締役は、その権限の全部または一部を会社の従業員に委任することができるため、その委任を受けた従業員が適正に職務を遂行しているかを監督する義務を負うと考えられる¹¹⁵⁾。また、各取締役は会社の取締

111) Aronson v Lewis 473 A. 2d 805 (Del. 1984), Smith v Van Gorkom 488 A. 2d 858 (Del. 1985). Also see William T. Allen & Jack B. Jacobs & Leo E. Strine Jr., Realigning the Standard of Review of Director Due Care with Delaware Public Policy: A Critique of Van Gorkom and Its Progeny as a Standard of Review Problem, *Northwestern University Law Review*, Vol. 96, No. 2 (2002), at p. 458. なお、Allen等は、Smith v Van Gorkom事件におけるデラウェア州最高裁判所が示した注意義務の判断基準は、重大な過失ではなく、「ordinary negligence」（一般的な過失）であることが本質であると指摘した。

112) David Kershaw, *supra* note 44), at p. 430.

113) The Law Commission and The Scottish Law Commission, *Company Directors: Regulating Conflicts of Interests and Formulating a Statement of Duties*, A Joint Consultation Paper, Law Com Consultation Paper No 153 and Scot Law Com Discussion Paper No. 105, 1198, at para. 3.91, p. 50.

114) The Law Commission and The Scottish Law Commission, *supra* note 83), at para. 5.29, p. 53.

115) *Re Barings plc* (No. 5) [1999] 1 BCLC 433. 事案の詳細については後掲〔判例12〕参照。同事件判決では、Parker裁判官は、「権限の委任自体は、取締役が委任された職務の遂行について監督する義務を免れるものではない」と述べた。イギリスの学説では、同事件判決は、このような場合における取締役の監

役会の構成員として行動する以上、個人的責任 (individual responsibility) に加えて、個人的責任を基礎とする取締役会の合議制または集団的責任 (collegiate or collective responsibility) を有することから¹¹⁶⁾、「各取締役は、会社の業務について自ら情報を収集し、他の取締役と協力して監視・管理する義務を負」¹¹⁷⁾うとされる。取締役が他の取締役の不正行為を認識した場合、その不正行為を阻止する適切な措置を講じなかったことも、注意義務違反に該当すると考えられる¹¹⁸⁾。

さらに、内部統制システムに関する場面である。

取締役の監視・監督義務の実効性確保には、十分な内部統制システムが構築される必要がある¹¹⁹⁾。取締役が内部統制システムを構築しなかったこ

視・監督義務を明らかにした判例であると位置付けられている (Brenda Hannigan, *Company Law*, Third Edition, Oxford University Press, 2012, at p. 214)。また、同事件に対する日本における先行研究として、川島・前掲注19) 26～28頁がある。同事件の控訴審判決 ([2000] 1 BCLC 523) は、取締役の控訴を却下した。

116) Re Westmid Packing Services Ltd [1998] 2 BCLC 646, 653.

117) Ibid.

118) Walker v Stones [2000] 4 All ER 412, *Gidman v Barron and Moore* [2003] EWHC 153 (Ch), *Neville v Krikorian* [2007] 1 BCLC 1, *Lexi Holdings v Luqman* (No. 1) [2007] EWHC 2652 (Ch).

119) イギリス会社法における十分な内部統制システムの定義について、See *Internal Control: Guidance for Directors on the Combined Code* (1999. Turnbull Report), at para. 17. 同報告書は、2005年に、FRCによる改定が行われ、「改定ターンプル・ガイダンス (*Internal Control: Revised Guidance for Directors on the Combined Code*)」と改題された。2014年に、FRCは、当時のUKCGコードにおける規定に基づいて、「ゴーイング・コンサーンおよび流動性リスク：イギリス企業の取締役のためのガイダンス (*Going Concern and Liquidity Risk: Guidance for Directors of UK Companies*)」を整合した「リスク管理、内部統制および関連する財務・業務報告に関するガイダンス」(*Guidance on Risk Management, Internal Control and Related Financial and Business Reporting*)と題する報告書を作成・公表した。両報告書はいずれも、内部統制システムの重要性および内部統制システムの構築に関する取締役会の責任についてターンプル報告書の内容を踏襲したものである。ソフト・ローは、内部統制システムの構築を重視し、また、内部統制システムの構築義務が取締役会にあるとする

とを1つの理由として取締役としての資格を剥奪した判例も存在する¹²⁰⁾。これは、裁判所が上記ソフト・ローに影響される可能性があることの証左と評価される¹²¹⁾。

イギリス会社法は、取締役（会）に内部統制システムを構築する義務を要求せず、単に会社に対し、適正な会計記録を備え置くべきことを要求している（2006年会社法386条（1）項）。一方で、会社が特定の会計年度に関して別途コーポレート・ガバナンス報告書を作成する場合に、会計監査人は、当該年度の会社の年次財務諸表に関する報告書において、財務報告プロセスに関連する内部統制・リスク管理システムおよび株式資本構造に関する情報が財務諸表と整合しているかどうかについて意見を述べる必要がある（2006年会社法497A条¹²²⁾）。ただし、会計監査人の意見は、会社の内部統制・リスク管理システムに関する形式的審査にとどまり、同システムの実効性に対する審査は含まれない¹²³⁾。

その後、Carillion社の粉飾決算による倒産事件を契機として、イギリス政府は、特に上場会社における内部統制システム構築に重大な問題が存在することを認識した。これを受け、政府は、独立調査委員会を設置し、同調査委員会は、通称キングマン・レポート（Kingman Review）¹²⁴⁾を公表した。そのなかで、上場会社の内部統制システム構築について、アメリカにおけるサーベンス・オクスリー法（以下、「SOX法」という）¹²⁵⁾のような制

(See Turnbull Report at para. 10 and 16, Also see Internal Control: Revised Guidance for Directors on the Combined Code (2005), at para. 1 and 15)。

120) 後掲〔判例12〕参照。

121) Paul L. Davies & Sarah Worthington & Christopher Hare, *supra* note 32), para. 10-047, at p. 296.

122) 同条は、EU法「Directive 2006/46」を国内法化することを目的として、上場会社がその内部統制・リスク管理システムおよび株式資本構造を開示することを求める「2006年会社法（会計、報告および監査）規則2009（The Companies Act 2006 (Accounts, Reports and Audit) Regulations 2009）」によって追加された。

123) See Explanatory Memorandum to Companies Act 2006 (Accounts, Reports and Audit) Regulations 2009, 2009 No. 1581, at para. 7.2-7.3).

124) Independent Review of the Financial Reporting Council (2018).

125) SOX法は、上場会社のCEOおよびCFOに対し、会社の財務報告にかかる

度を導入し、法律によってイギリスの上場会社の内部統制システムを強化すべきであると勧告した¹²⁶⁾。また、会社の監査制度の改革をめぐる通称ブライドン・レビュー¹²⁷⁾も、キングマン・レポートの勧告に同調した¹²⁸⁾。2024年版UKCGコードは、取締役会は会社のリスク管理および内部統制システムを継続的に監視し、少なくとも年に一度は、その有効性についての評価の実施を要求しているが (Provision 29)、それはあくまでもソフト・ローの規定にすぎず、SOX法のような強制的な規範ではない。イギリスの今後の動向が注目される。

(三) 取締役の注意義務の違反

イギリス法において、取締役の注意義務は信認義務 (fiduciary duty) に属するものではない (2006年会社法178条2項)¹²⁹⁾。そのため、注意義務違

内部統制の有効性について、毎年その評価結果を報告することを義務付ける。また、会社の外部監査人には、経営者によるかかる内部統制評価について証明 (attest) を行い、その評価内容を報告することが求められる。日本におけるSOX法についての先行研究として、石田真得編著『サーペンス・オクスレー法概説』(商事法務、2006年)、太田洋＝佐藤丈文「米企業改革とNYSE・NASDAQ新規則案の概要(上・中・下)」商事法務1639号(2002年)19頁・商事法務1640号(2002年)37頁、1641号(2002年)88頁参照。

126) See Kingman Review, at para. 3.18, 3.19, 3.20, Recommendation 51.

127) Brydon Review (Assess, Assure and Inform: Improving Audit Quality and Effectiveness-Report of the Independent Review into the Quality and Effectiveness of Audit (2019)).

128) See Brydon Review, supra note 127), at para. 13.1.8.

129) オーストラリアのPermanent Building Society v Wheeler ([1994] 14 ACSR 109, 157) 事件判決では、「取締役が負う注意義務・技量義務は、……信認関係にある者に課される信頼や信用の要請から生じるものではない。……この義務は、信認義務ではない」とされた。この見解は、イギリスのBristol and West Building Society v Mothew [1998] Ch 1事件判決において確認された。また、Extrasure Travel Insurances Ltd v Scattergood ([2002] EWHC 3093 (Ch), at para. 89) 事件判決では、「信認義務は、会社判例法における注意義務……とは性質が異なるものである。信認義務は、誠実さと忠実さにかかわるものであり、能力 (competence) にかかわるものではない。法は、信認義務と受託者として負うその他の義務とを明確に区別している」とされた。

反による取締役の責任は、会社判例法に基づく損害賠償または補償金の支払いに限られる¹³⁰⁾。

取締役の注意義務違反に関連して、取締役としての資格が剥奪される場合（取締役資格剥奪制度¹³¹⁾）、また、裁判所の裁量による責任救済を受ける場合（責任救済制度¹³²⁾）もある。

1 取締役資格剥奪制度

この制度は、1986年取締役資格剥奪法（the Company Directors Disqualification Act 1986。以下、「資格剥奪法」という）において定められ、公共の利益、特に会社の潜在的な債権者の利益を保護することを目的とするものである¹³³⁾。会社の取締役が注意義務に違反して、会社経営にとって「不適任（unfit）」であると判断される場合、2年から15年間取締役としての資格が剥奪される可能性がある（資格剥奪法6～9条、附則1）。

資格剥奪法は、不適任に関して、次のような2つの類型を規定している。まず、倒産した会社または解散した会社において取締役を務めた者は、その行為が取締役として不適任であると認められた場合には、国务大臣（the Secretary of States。以下、「大臣」という）¹³⁴⁾あるいは指示を受けた公式

130) See Edited by David. A. Bennett etc., *Palmer's Company Law: Annotated Guide to the Companies Act 2006*, Second Edition, Sweet & Maxwell / Thomson Reuters, 2009, at p. 191.

131) イギリス法における取締役資格剥奪制度に対する比較研究として、中村康江「英国における取締役の資格剥奪（一）（二・完）」立命館法学273号（2000年）416頁、277号（2001年）240頁、同「英国取締役資格剥奪制度の展開」立命館法学304号（2005年）184頁以下がある。

132) イギリス法における責任救済制度に対する比較研究として、重田麻紀子「裁判所による取締役の責任救済——イギリス会社法1157条の射程範囲」会計プロフェッション第8号（2013年）117頁以下がある。

133) See *Re Sevenoaks Stationers* [1991] Ch 164, 176; *Re Blackspur Group plc* [1998] 1 WLR 422 (CA).

134) 資格剥奪法の成立当時、本条文における国务大臣は貿易産業大臣（Secretary of States for Trade and Industry）であったが、政府の行政組織再編により、現時点（2025年）では商務貿易大臣（Secretary of States for Business

管財人 (Official Receiver) の申立てにより (同法 7 条 1 項)、裁判所は当該者に対して資格剥奪命令 (Disqualification Order) を下すことができる (同法 6 条 1 項)。また、会社が倒産しない場合であっても、大臣は公共の利益のために、ある会社の現在または過去の取締役に対して資格剥奪命令を下すことが適切であると判断した場合には、その者に対する資格剥奪命令を求めて裁判所に申立てを行うことができ (同法 8 条 1 項)、裁判所は、申立ての対象者が会社の経営に関与することが不適任であると認められた場合、その者に対して資格剥奪命令を下すことができる (同法 8 条 2 項)。

取締役は、注意義務に違反したとしても、直ちに不適任と認定されるわけではない (裁判所は、一般的に、当該取締役の会社の重大な法令違反や倒産に対する責任の程度およびその行為の頻度、その行為によって生じた損害または損害の性質および範囲、会社に関連する不正行為 (misfeasance) もしくは信託義務 (fiduciary duty) 違反、重大な法令違反またはその他の義務違反およびその行為の頻度などを考慮して、このような違反が「無謀」または「無能」に該当すると判断する場合、不適任と認定する¹³⁵⁾)。ただし、判例では、取締役の注意義務違反に対して直接的に責任を追及するよりも、むしろ資格剥奪制度を通じてその責任を問う利用が多くみられる¹³⁶⁾ ため、資格剥奪制度に関する事件における裁判所の判断は、イギリス会社法判例における取締役の注意義務の

and Trade) が担当している・また、実務上、資格剥奪法に基づき国務大臣に付与された権限の大部分は、通常、商務貿易省傘下の執行機関である破産庁 (The Insolvency Service) に委任されている (<https://www.gov.uk/government/organisations/insolvency-service/about> 参照。最後訪問期日 2025 年 11 月 14 日)。

135) たとえば、*Re Bath Glass Ltd.* ([1988] BCLC 329, 329) 事件判決では、Peter Gibson 裁判官は、「不適任の判断において……裁判所は、取締役が故意または無能により、……取締役の義務を重大に怠ったか否かを確認しなければならない」と述べた。中村・前掲注 131) 457 頁以下も参照。

136) その理由として、株主が普通決議によって取締役を解任する権限を有すること (2006 年会社法 168 条 1 項)、取締役に対する訴訟が会社の評判を損なうおそれがあること、および実務上、取締役の注意義務違反に関する訴訟は不公平損害 (unfairly prejudicial conduct) を主張する訴訟の中に包含される傾向にあることが挙げられる (John Lowry, *supra* note 74), at p. 256)。

基準および内容に対する理解をよりの確に反映していると考えられる¹³⁷⁾。

したがって、本稿では、取締役の注意義務違反に言及するにあたり、取締役の責任を直接追及する場合と、資格剥奪を通じて責任を問う場合とを厳密に区別していない。

2 責任救済制度

この制度は、最初に1907年のイギリス会社法32条において規定され、その後、1948年のイギリス会社法448条に、1985年のイギリス会社法727条に、2006年会社法1157条にそれぞれ規定されたものであり、その趣旨は、法律が「誠実に慎重な者を抑圧する手段」¹³⁸⁾となることを回避すること、また「ある人物が発明家であった場合、専門知識を理由に取締役に就任したとしても、彼が関与していない財務上の誤りについて責任を負わされるのは酷である……。個々の取締役が担当する事業分野において誠実に行動する限り、一定の保護を受けるべきである」¹³⁹⁾と説明される。

2006年会社法1157条1項は、会社の役員（同項(a)号）に対する「過失、任務懈怠、義務違反または信託違反に関する訴訟において、当該事案を審理する裁判所が、当該役員……は誠実(honestly)かつ合理的(reasonably)に行為しており、(その者の選任に関する事情も含めて)事案のすべての状況を勘案してその者が公正に責任を免れるべきであると思量するときは、当該裁判所は、適当と思量する条件の下でその者の責任の全部または一部を免除することができる」¹⁴⁰⁾と規定している。

同条の文言からみると、取締役が合理的に行動すると認められた場合、

137) John Lowry, *supra* note 74), at p. 256.

138) Report of the Company Law amendment committee (1906), Cd 3052, at clause 24.

139) Hansard, Vol CLXXXI [Fourth Series] HC 893-894, 21 August 1907 (The President of the Board of Trade, Lloyd-George), as cited in Rod Edmund & John Lowry, *The Continuing Value of Relief for Directors' Breach of Duty*, *Modern Law review*, 66 (2), 2003, at p. 201. Also see *Holland v Revenue and Customs* [2010] UKSC 51, at para [46].

140) イギリス会社法研究会・前掲注35) 827頁参照。

全部または一部の責任を免除できるが、取締役が注意義務に違反した場合に、同制度が適用されるか否かが問題となる。すなわち、「過失 (negligence) とは、合理的な注意を怠ることを意味しているため、過失が認定された者が『合理的に行動した』と裁判所に認められることは、一見奇妙に思えるかもしれない」¹⁴¹⁾と指摘される。

この問題を解決するために、一部の判例は、取締役の行為が注意義務における「客観的基準」に違反したとしても、かかる違反が軽微なものであった場合、同条所定の要件を満たすと主張した¹⁴²⁾。この主張により、合理性という要件には、暗黙のうちに主観的な意味が含まれていると説明される¹⁴³⁾。反対に、合理性という要件を客観的なものとして捉える判例も少なくない¹⁴⁴⁾。

141) Supra note 92), 564.

142) たとえば、D'Jan (supra note 92)) 事件判決において、Hoffmann裁判官は、取締役が注意義務違反があったと認定したものの、かかる注意義務違反は「重大な過失」とはいえないことを理由に、当該取締役の一部の責任を免除した。1998年のRe Brian D Pierson (Contractors) Ltd事件判決では、「合理性の基準は、過失に関する会社判例法上の注意義務基準に完全に合致しなくても満足しうる」とされた。また、会計監査人の免責に関するBarings plc v. Coopers & Lybrand [2003] EWHC 1319 (Ch) 事件判決においても、「たとえ彼らの行為が過失であると認定されても、誠実に行動しており、その過失が技術的または軽微 (technical or minor) なものであり、かつ『広範かつ説得力のある (pervasive and compelling)』過失ではなかった場合には、本条 (1985年会社法727条) の趣旨に照らして合理的に行動したと認められる可能性がある」とされた。また、David Kershaw, supra note 44), at p. 409も参照。

143) Rod Edmund & John Lowry, supra note 139), at p. 208. Also see Re Simmon Box (Diamonds) Ltd [2000] BCC 275. このような主張に対して、それが合理性要件を主観的なものと解することにつながるのかについて疑問を示した見解もある (重田・前掲注132) 132頁)。

144) たとえば、Coleman Taymar Ltd v Oakes ([2001] 2 BCLC 749, 770) 事件判決では、「誠実性と合理性の要件について、主観的解釈は誠実性の要件にのみ限定されるべきである。合理性の要件が主観的な要件であるとは到底考えられない。合理性の基準は、その性質上、客観的でなければならない」とされた。Also see Hellard v Carvalho [2013] EWHC 2876 (Ch); Re Pro4Sport Ltd [2016] 1 BCLC 257, at para. [54]; Raithatha v Baig [2017] EWHC 2059 (Ch),

以上のような理論的な争いがあるにもかかわらず、判例では、取締役の注意義務違反が技術的あるいは軽微なものであると判断された場合、免責を認める傾向にある。たとえば、Northampton Regional Livestock Centre v Cowling and Lawrence¹⁴⁵⁾ 事件判決においては、「1157条に基づく裁量権を行使するに当たっては、認定された違反の重大性をより広範な誠実性や合理性の原則と比較して評価する必要がある。そして、主要な認定が『極めて悪質 (egregious)』または『重大 (gross)』なものとなった場合、それが『技術的 (technical)』または『軽微 (marginal)』なものとなった場合に比べて、許容される可能性は低くなる」とする。Re RJH Stanhope Ltd¹⁴⁶⁾ 事件判決においては、取締役が不正行為について合理的な説明をすれば、たとえ免責の基準が「重大性 (grossness)」の概念に基づくものではなかったとしても、相当に強い情状酌量の理由となるとされた。Re TMG Brokers Ltd¹⁴⁷⁾ 事件判決においても、取締役の過失が重大であり、合理的な行動であると考えられないことを理由に、免責の主張が退けられた。

以上により、1157条所定の誠実性要件、合理性要件と公正性要件が別個の要件として規定されているが、実際のところ、この3つの要件の関係性は微妙であり、裁判所は取締役の行動が合理的であるかどうかを判断するにあたり、種々の主観的事情に影響されることもありうる¹⁴⁸⁾。

三 イギリス会社法における信頼の原則

前章において、本稿は、イギリスのコーポレート・ガバナンスのあり方、各取締役が会社において果たしている役割、および取締役が負う注意義務の基準・内容やその違反による効果について考察を行い、その関係を明らかにした。

at para. 52; Wow Internet Ltd Hunt v Majid [2020] EWHC 2890 (Ch).

145) [2014] EWHC 30 (QB).

146) [2020] EWHC 2808 (Ch).

147) [2021] EWHC 1006 (Ch).

148) Rod Edmund & John Lowry, *supra* note 139), at p. 201-203.

本章では、先の考察を踏まえ、取締役が注意義務違反を問われる場面において、いかなる根拠に基づいて信託の原則が認められるか、信託の原則がどのような機能を発揮しているのか、また具体的にどのような要件のもとで裁判所は運用しているのかを考察する。

イギリスにおける取締役の注意義務の基準・内容およびコーポレート・ガバナンスのあり方の変遷に伴い、信託の原則に関する議論は、大別して、次のような2つの段階に区分することができる。

第一の段階は、取締役の注意義務の基準が主観的なものととり、非業務執行取締役がほとんど責任を負わなかった時期である。この段階では、信託の原則が確立された。本稿では、この段階における信託の原則の正当化根拠およびその位置付けに焦点を当てて考察する。

第二の段階は、取締役の注意義務の基準が引き上げられ、ソフト・ローによりコーポレート・ガバナンスへの要請が厳格化された時期である。この段階においては、信託の原則が会社判例法において発展し、その内容が明確化されていった。そこで、本稿では、この段階における信託の原則の適用要件に焦点を当てて考察する。

それに加えて、取締役の注意義務とは直接に関連しないものの、2006年会社法においては、取締役の「独立判断義務」¹⁴⁹⁾が明文で規定された。この義務が信託の原則の適用に及ぼしうる影響について、本稿では若干検討を試みる。

なお、イギリス会社判例法は極めて複雑かつ膨大であり、本稿では、先例的価値を有する代表的な判例および近年の判例のうち、イギリス会社判例法の最新の動向を反映するものに絞って考察する。

(一) 信託の原則の確立

1 会社判例法の展開

イギリスの会社判例法において、信託の原則を詳細に議論した最も有名な判例はCity Equitable事件判決であったが、同事件判決において示され

149) 後掲(三) 1.参照。

た信頼の原則に関する理解は、1899年のRe National Bank of Wales¹⁵⁰⁾ 事件（同事件は貴族院（House of Lords）に控訴され、「Dovey v Cory」¹⁵¹⁾とも表記された。以下、両事件を合わせて「Dovey事件」という）判決に由来するものであった¹⁵²⁾。Dovey v Cory事件判決においては、信頼の原則が議論される際に、1883年のRe Denham & Co¹⁵³⁾ 事件（以下、「Denham事件」という）および1887年のLeeds Estate, Building and investment Company v Shepherd¹⁵⁴⁾ 事件（以下、「Leeds事件」という）が引用された。

（1）各事案の事実の概要と判旨

〔判例1〕Denham事件

本件は、会社の取締役であるYが、同社の取締役会会長A（およびAが任命した会計担当者）によって詐欺的に作成された虚偽の会計帳簿を信頼して、法令および定款に違反する剰余金の配当に同意したことにつき、責任が問われた事案である。同社の定款によれば、会社の経営に関する権限は原則として取締役の全体に付与されたものの、実際のところ、経営に関する最高の統括権限（supreme control）はAに付与された。同社の会計に関する事項も、正式に任命された会計監査人（auditor）による監査を受けた。Yは、会計帳簿が詐欺的に作成された事実を認識せず、また、取締役として任命されたが、取締役会には一度も出席せず、株主総会には一度しか出席しなかった。

Chitty裁判官（高等法院大法官部（Chancery Division））は、Yの過失が重大かつ意図的（gross and wilful）なものではないとして、責任を否定した。その理由として、まず、Yは詐欺的に作成された会計帳簿に基づいて法令または定款に違反した剰余金の配当に同意したことについて、会社の経営のすべてが実質的にAに掌握され、Yはほとんど経営に関与しなかったことに鑑みれば、Yの同意のみをもって責任を問うことはできない。次に、

150) [1895-99] All ER Rep 715.

151) [1901] AC 477.

152) Supra note 19), 429, 430.

153) [1883] 26 Ch D 752.

154) [1887] 36 Ch D 787.

YはAが提示した会計帳簿を直ちに信頼したことについて、当時の会社判例法の立場からみれば、取締役には会計帳簿を調査する義務が求められておらず¹⁵⁵⁾、また、任命された会計監査人は技能と誠実さを備えた会計士であり、かつ証拠によれば、当該会計監査人が詐欺に関与した、あるいはそれを認識していたという事実もなく、YはAおよび会計監査人がその職務を適正に遂行していることについて疑うべき理由が一切存在しないため、Yは提示された会計帳簿を信頼することを認めるべきである。最後に、Yは会計帳簿を調査すれば詐欺を発見できたという原告側の主張について、Yは会計に関する専門的知識を有せず、また、剰余金が配当された後に、Yは会計帳簿を調査するために一定の措置を講じたものの、何ら不審な点を発見できなかったことから、Yが事前に会計帳簿を調査したとしても、結論に変わりがない。

〔判例2〕Leeds事件

本件は、会社の取締役Yらが、同社のマネージャーによって詐欺的に作成された虚偽の貸借対照表に基づいて、法令および定款に違反する剰余金の配当を行ったことにつき、責任が問われた事案である。同社の定款によれば、会社の取締役は定款に定められた方式に従って貸借対照表を作成する責務を有し、かつ、当該貸借対照表は会計監査人による監査を受けなければならないとされた。ただし、会計監査人は会社の貸借対照表を監査せず、また、Yらは会社の会計について何らの判断を下さず、その責務を完全にマネージャーおよび会計監査人に委ねた。

Stirling裁判官（大法官部）は、Yらがマネージャーに対して、定款に定められた方式に従って貸借対照表を作成するよう一度も求めなかったこと、会計監査人に対して貸借対照表を監査する適切な指示を与えなかったこと、さらに会計帳簿に対して何ら調査・検証を行わず、マネージャーの説明を直ちに信頼して行動したことを踏まえると、Yらが注意義務に違反したと認められるべきであるとして、その責任を肯定した。

また、Yらは、自らが会計に関する専門知識を有しないことを理由とし

155) See *Re Wincham Shipbuilding* (1878) 9 ChD 332.

て、マネージャーおよび会計監査人を信頼することが認められるべきであると抗弁した。これに対し、裁判官は、本件の事実関係に照らせば、会計帳簿に対する調査・検証に会計上の専門知識を要するものではなく、かつ多様な検証手段が存在したにもかかわらず、Yらが何ら調査・検証を行わなかったことを指摘して、この抗弁を退けた。

〔判例 3〕 Dovey 事件

本件は、Denham 事件と同様に、会社の取締役 Y が、同社の取締役会会長およびゼネラル・マネージャー（general manager）による不適切な会計処理を信頼し、法令および定款に違反する剰余金の配当に同意した結果、同社が債務超過に陥ったことについて、責任が問われた事案である。同社の定款によれば、ゼネラル・マネージャーは、下部組織から提供された会社の資産および債務の状況に関する報告書を収集・確認し、必要があると判断した場合には取締役会に報告する責務を負っていた。本件において、取締役会会長およびゼネラル・マネージャーは、常に会社の資産および債務の状況について実査を行った。また、下部組織から提供された報告書は会社のオフィスに備え置いていたが、Y はこれらを一度も確認しなかった。

Lindley 裁判官（控訴院（Court of Appeal））は、一般論として、取締役は「自らの知識と経験を考慮して合理的に期待される注意をもって」¹⁵⁶⁾ 職務を遂行する義務があるが、その過失が重大な過失であるとはいえない場合、責任を負わないと述べたうえで、Y の過失が重大な過失ではないと認定して、その責任を否定した。Y は報告書を確認せず、不適切な会計処理を発見できなかったことについて責任を負うべきか否かについて、裁判官は、「ビジネス活動は不信（distrust）を前提として行うことはできない。重要な地位にある者は、正当な理由がない限り、上司からも部下からも信頼されるべきである。注意や慎重さをもつことは、不信を意味するわけではないが、誠実に行動する取締役は、自分の部下が報告すべきことを隠さないと信頼したことで過失責任を問われるとすれば、誠実な企業人に対して過

156) [1895-99] All ER Rep 715, at p. 722.

度な負担を課すことになる」¹⁵⁷⁾と述べたうえで、Yの義務違反を否定した。

本件は、貴族院に控訴され、却下された。貴族院のDavey裁判官は、「Yは、出席した取締役会において、提出された事項について、企業人として注意を払い、判断を行う義務があり、Yもその義務を履行し」¹⁵⁸⁾、また、「Yには、取締役会会長およびゼネラル・マネージャーの判断、情報および助言に依拠する正当な権利がある。なぜなら、彼らの誠実さ、能力、および適任性について、疑うべき理由がなかったからである」¹⁵⁹⁾と述べた。

〔判例4〕City Equitable事件

本件は、会社の一部の取締役（非業務執行取締役）であるYらが、取締役会会長（業務執行取締役）による同社の資金に関する一連の不当または詐欺的な投資および貸借行為、ならびに法令および定款に違反する剰余金の配当を看過した結果、同社が債務超過に陥ったことについて、取締役としての行為が同社の定款に定められた「意図的な無視または不履行（wilful neglect or default）」に該当するか否かを問われた事案である。同社の定款は、会社資金の支払いにかかる小切手には取締役の署名を要すること、会社の業務執行に関しては取締役会の決議を要すること、取締役はその有する権限を他の取締役に委任することができることを規定していた。

Romer裁判官（大法官部）は、Yらの行為が過失に該当するものの、「意図的な無視または不履行」に該当するとまではいえないとして、その責任を否定した。その理由は、次のようである。

まず、前提として、「企業の事業規模が拡大すればするほど、経営上の判断として、より多くかつより重要な業務を、必然的にマネージャー、会計担当者その他の従業員に委任する必要があるが生じる。したがって、会社取締役の義務を明らかにするためには、当該会社の事業の性質および会社の業務が、当該状況の下で合理的かつ定款に照らして適切に、取締役と他の職員との間でどのように分担されているかを考慮することが不可欠であ

157) Ibid 723.

158) Ibid 726.

159) Ibid.

る」¹⁶⁰⁾と述べた。すなわち、取締役が義務に違反したか否かを検討する際には、会社の経営状況および定款によって会社内に職務分担が存在するかどうか、さらに当該取締役が会社においてどのような役割を果たしているのかを考慮する必要がある。

次に、取締役の義務の基準および内容を提示した。すなわち、取締役は、その職務を遂行するにあたり、誠実に、かつ、自己の知識と経験に照らして合理的に期待される技能および注意をもって行動しなければならない。一方、取締役は可能な限り取締役会に出席し、その場で会社の業務に対して注意を払うべきであるが、すべての取締役会に出席する義務を負うものではない。また、特に疑うべき理由がない限り、取締役が会社の役員に委任した業務が適切かつ誠実に遂行されていることを信頼することは正当である。

最後に、本件の具体的な事実関係に照らして、Yらが負う義務の内容を提示した。第一に、正当な目的のために振り出されたとみられる小切手に署名した取締役は、当該小切手が会社の通常の慣行または正式な手続を経たものである限り、その資金の使途について確認する義務を負わない。第二に、会社の実務に照らして、取締役は会社の役員が委任された職務を適切かつ誠実に遂行することを信頼することができる。第三に、取締役は、事前に取締役会の小切手の支給に関する決議を確認する義務がある。第四に、取締役は、会社の投資状況について定期的に確認する義務がある。第五に、取締役は、少なくとも株主に対して会社の年次報告書および貸借対照表を提出する際には、自身の使用または情報用のために、会社の資産および投資に関する完全かつ詳細なリストを作成する義務を有し、単に取締役会会長（尊敬された人物であっても）の保証や会計監査人（有能かつ信頼に足る人物であっても）の意見のみに依拠すべきではない。

（2）小 括

以上の各判決は、19世紀から20世紀初頭にかけてのイギリスの会社判例法において、信頼の原則の意義および内容についての理解を示した重要

160) Supra note 19), 408.

かつ先例的意義を有するものである。そして、各判決における裁判官はいずれも、特に疑うべき理由がない限り、取締役は、会社の他の取締役、従業員、または会計監査人などを信頼することができる述べた。これは、信頼の原則がイギリス会社判例法において広く認められていることを意味していると考えられる。

〔判例 2〕では、会社全体の取締役に対する注意義務違反が問題とされた。取締役らが信頼の原則の適用を主張したが、その主張は認められなかった。これに対して、〔判例 1〕、〔判例 3〕および〔判例 4〕では、非業務執行取締役の注意義務違反が問題とされたが、いずれの事件においても信頼の原則が適用された。

2 信頼の原則の正当化根拠

ここでは、イギリスの会社判例法は、どのような正当化根拠に基づいて、信頼の原則を認めるかについて検討する。

〔判例 1〕および〔判例 2〕では、裁判官は、信頼の原則の正当化根拠を明示的に提示せず、あくまでも原告側あるいは被告側の取締役が他人を信頼することができるという主張に対して、具体的な事実関係を即した議論を行ったにすぎない。

信頼の原則の正当化根拠について初めて詳細に議論したのは、〔判例 3〕の控訴院段階の判決である。同判決において、Lindley裁判官は、「ビジネス活動は不信を前提として行うことはできない」と指摘した。すなわち、裁判官は、ビジネス活動の性質上、会社の取締役が他人を信頼せず、すべての事項について自ら逐一調査・確認を行うことは事実上不可能であることを考慮したうえで、重要な地位にある者（本件ではゼネラル・マネージャー）を信頼することは、必要かつ不可欠であるとした。したがって、ビジネス活動自体の特殊性が、信頼の原則を正当化する根拠として位置付けられたといえる。

さらに、〔判例 4〕において、Romer裁判官は、ビジネス活動の特殊性についてより具体的に説明した。すなわち、「企業の事業規模が拡大すればするほど、経営上の判断として、より多くかつより重要な業務を、必然

的にマネージャー、会計担当者その他の従業員に委任する必要が生じる。……取締役と他の職員との間でどのように分担しているかを考慮することが不可欠である」とした。いいかえれば、会社の規模が拡大するに伴い、会社内部において職務分担が必然的に生じるという、ビジネス活動に内在する本質の特徴が存在するからこそ、取締役が他人を信頼するという信頼の原則が認められる必要がある。

もっとも、上記の議論は、取締役が会社内の他の取締役や従業員を信頼する場合に限られる。専門的知識が問題となる場合において、取締役はどのような根拠に基づいて専門的知識を有する専門家を信頼することができるのであろうか。

〔判例１〕において、取締役が会計帳簿の監査に関する会計監査人の意見を信頼するという点につき、裁判官は、取締役の義務の範囲、取締役自らの知識によって専門家の意見に問題を発見しえたか否か、さらには専門家自らの能力や誠実さなど、複数の観点から検討を行った。〔判例２〕は、取締役自らの知識によって貸借対照表上の問題を発見しえたか否かの観点から検討を行った。すなわち、取締役が専門家の情報をどこまで信頼しうるのは、当該取締役が有する知識や経験によって決まる。

当時のイギリス会社判例法において、取締役の注意義務は主観的なものとされ、取締役は自ら有する知識および能力の範囲内で注意を尽くして職務を遂行する義務を負っている。そこで、取締役が専門家を信頼できるか否かという問題は、結局のところ、取締役が注意義務を尽くしたか否かという問題の具体的な一側面にすぎないと思われる。この場面、取締役が有する知識や経験は、取締役の具体的な行動規範を画定するとともに、専門家の提供する情報のうち、いかなる点を信頼でき、いかなる点を信頼しないかを明確にする。

したがって、取締役が負う注意義務の範囲が限定的であることは、取締役の専門家への信頼を正当化しうる根拠として捉えるべきである。取締役がより豊富な知識や経験を有する場合には、取締役に課される注意義務の程度は高まり、それに伴い専門家に対する信頼の範囲は狭まることとなる。

3 信賴の原則の位置付け

ここでは、信賴の原則の位置付けについて検討する。

〔判例 1〕は、被告取締役が会社の会計帳簿の作成および経営に関与しないこと、会計監査人を信賴したこと、会計帳簿における問題を発見できる能力や知識がないことを主張して、総合的に被告取締役に重大な過失がないと判示した。ここでは、信賴の原則は取締役の過失が重大な過失であることを否定するための一要素として機能していた。

〔判例 2〕は、被告取締役らが定款に定められた責務を怠ったこと、マネージャーが提出した貸借対照表に問題があることを容易に発見できることを主張して、注意義務違反に該当すると判示した。これにより、信賴の原則の適用が否定されたとしても、それ自体が直ちに取締役の注意義務違反の認定を導くものではないが、裁判官が取締役に注意義務違反を認定する方向に作用する機能を有すると解される。

〔判例 3〕は、被告取締役の他人への信賴が認められるべきであるとして、重大な過失がなく、責任を負わないと判示した。同事件判決が示した信賴の原則の位置付けに関する考え方は、〔判例 1〕と類似する。

上述の〔判例 1〕から〔判例 3〕は信賴の原則と注意義務そのものとの関係を必ずしも明確に意識していたわけではなく、むしろ信賴の原則と重大な過失との関係を意識していたにすぎない。これらの判決では、信賴の原則の適用が取締役の重大な過失を否定する方向に作用し、反対に、信賴の原則の不適用が取締役の重大な過失の肯定に作用するといえる。これに対し、〔判例 4〕において、Romer裁判官はさらに一步踏み込み、取締役の注意義務の内容と信賴の原則との関係を体系的に整理し、信賴の原則が注意義務を構成する一内容として位置付けた。これにより、信賴の原則の適用により、取締役の重大な過失の成立を否定しうる理論的根拠が提示されたと評価できる。

Romer裁判官の見解によれば、信賴の原則は、取締役の注意義務違反による責任を軽減または免除するために裁判官が考慮する一要素であるだけでなく、注意義務の内容を具体化する一側面として、取締役の行動基準を明確にする機能を有する。取締役の他人への信賴が裁判所において認

められることは、当該取締役が注意義務を尽くしたか否かの判断に導くものであり、取締役の重大な過失の有無の判断にただちに結びつくものではない。

4 信頼の原則の適用

（1）業務執行取締役による信頼の原則の適用の可否

前掲各判決は、業務執行取締役と非業務執行取締役との区別を明確的に意識することなく、取締役の義務を検討したが、実際に検討された対象はほぼ非業務執行取締役であった。そこで、一部の学説は、少なくとも〔判例4〕においてRomer裁判官が述べた取締役の注意義務に関する主張は、当時の非業務執行取締役の会社において果たしている役割を念頭に置いてなされた判断に過ぎないものであり、その専門的知識のゆえに多額の報酬を得る業務執行取締役には当てはまらないと主張した¹⁶¹⁾。これにより、Romer裁判官による信頼の原則に対する理解も、取締役に課されたきわめて緩やかな注意義務の水準に基づくものであり、業務執行取締役には当てはまらないと解する余地があると思われる¹⁶²⁾。一方、イギリス会社法は、従来から非業務執行取締役と業務執行取締役を区別せず、適用されるべき注意義務の基準は同じであると考えられる。イギリスの学説は、特に〔判例4〕を紹介する際に、裁判所が示した理解はすべての種類の取締役に当てはまると考えられる¹⁶³⁾。

私見としては、前掲各判決において責任を問われたのはいずれも非業務執行取締役であったものの、少なくとも各判決の文言からみる限り、裁判官は取締役の注意義務に関する一般論を議論する際に、非業務執行取締

161) Paul L. Davies & Sarah Worthington & Christopher Hare, *supra* note 32), para 10-045, at p. 293.

162) もっとも、このような批判は信頼の原則に関するRomer裁判官の見解に及ばないとの指摘もある（石山・前掲注19）87頁参照）。

163) たとえば、前掲Hicksの主張によると、少なくともCity Equitable事件判決の時点において、Romer裁判官の見解は非業務執行取締役だけでなく、業務執行取締役にも当てはまると考えられる（Andrew Hicks & S. H. Goo, *supra* note 81), at p. 390). Also see Lowry, *supra* note 74), at p. 253.

を前提としていたわけではないと考えられる。〔判例 1〕および〔判例 2〕においては、裁判官が取締役の義務違反の有無を検討する際、会社の定款における取締役の責務に関する規定を具体的に考慮していた。また、Romer裁判官も、取締役が義務に違反したか否かを判断するにあたっては、会社内部における職務分担の実情を考慮する必要があると指摘した。

したがって、一般論としては、信頼の原則は業務執行取締役にも適用されるべきであり、特定の局面における取締役による信頼の可否を検討する際に初めて、その取締役が果たしていた役割が考慮されるものと解される。

(2) 信頼の原則の適用要件

前述のように、イギリス会社判例法では、特に疑うべき理由がない限り、取締役の信頼が認められる。そこで、「特に疑うべき理由」の意義が問題となる。

まず、取締役の専門家への信頼が問題とされた場合について検討する。

〔判例 1〕において、裁判所は、任命された会計監査人が専門資格を有する会計士であり、その専門的能力に疑義を抱くべき理由がないこと、かつ取締役自身が会計に関する知識を持たず、会計帳簿に問題があることを認識できなかったことを認定したうえで、取締役は会計監査人を信頼することが認められるべきであると判示した。

これに対して、〔判例 2〕では、取締役は信頼した会計監査人が有能 (skilled) であったと主張した点について、裁判所はこの主張を明示的に否定することはなく、提供された会計帳簿は、通常の企業人であれば容易に問題を発見できるものであったと認定し、取締役の信頼を否定した。

以上を踏まえると、裁判所は、少なくとも、①当該専門家が資格または専門能力を有すること (資格または専門能力の存在)、および②取締役の有する知識や経験に照らして、専門家から提供された情報や助言等に疑問を抱く理由がないこと (疑問を抱く理由の不存在)、という 2 つの要件が同時に満たされた場合に限り、取締役の専門家への信頼を認める。

次に、取締役の他の取締役や従業員への信頼が問題とされた場合について検討する。

〔判例 3〕に関する控訴院判決および貴族院判決はいずれも、疑うべき

理由がないとの判断について詳細な理由を示さなかった。推測にすぎないが、同事件判決は取締役が非業務執行取締役としての地位にあり、会社の経営に関与しなかったこと、会計帳簿を確認する義務を負っていなかったことなどを考慮して、取締役が会社の情報を入手する手段が少なく、取締役会会長やゼネラル・マネージャーを信頼する必要性があるため、不適切な会計処理を発見することが困難であるとして、疑うべき理由がないと判断したものと思われる。

〔判例４〕において、Romer裁判官は、責任を問われた取締役が非業務執行取締役であり、かつ会社の実務に照らして取締役が会社の従業員を信頼する必要性があると論じた一方、取締役には、署名すべき小切手が通常の慣行あるいは正式な手続（取締役会決議）に基づいて発行されたものであるかを確認する義務があること、単に取締役会会長や会計監査人の保証のみに依拠するのではなく、会社の投資状況を定期的に確認し、会社の資産や投資に関する詳細な情報を自ら把握する義務があることを指摘したうえで、取締役が取締役会会長の不正行為を容易に発見できたにもかかわらずそれを怠ったと判断され、疑うべき理由があると結論づけられ、取締役には過失があると認定した。

〔判例３〕および〔判例４〕において、いずれも取締役が非業務執行取締役の地位にあったにもかかわらず、具体的な事実関係に照らして各取締役に課された義務の内容が異なるため、疑うべき理由の有無に関する判断も異なる結果となった。〔判例３〕においては、取締役に会計帳簿の調査・確認義務はないとされ、会計帳簿における問題を発見することは困難であると認定された。これに対して、〔判例４〕においては、取締役に取締役会の決議や会社の財務状況に対する調査・確認義務があるとされ、不正行為を発見することは困難ではなかったとされた。このように、疑うべき理由の有無は裁判官による事実関係の認定に大きく左右されるため、画一的な適用要件を定立することは困難であるといえる。

江 正一 (コウ ショウイチ)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
慶應義塾大学大学院法学研究科助教 (有期・研究奨励) (非常勤)

最終学歴 中国政法大学法学院修士課程

専攻領域 取締役の善管注意義務